



# テミス通信

第 15 号 / 2015年5月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



西宮のヨットハーバー

5月といえば、新緑のみどり、そして青空が、気持ちいいですね。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

ある役目をいただいて、初対面の方と長時間、お話を伺うことが続いています。その中で、つくづく司法書士の仕事は、私たちが思う程、世間には知られていないと実感しています。良い仕事なんですけれど……。

知っていただかなければ、お役に立ちようがありませんね。

司法書士全体という訳にはまいりませんが、テミス通信を通じて、私たちの事務所の仕事や思いをお伝えすることが、私にできる第一歩。大切なことと改めて思いました。

興味を持っていただける記事があれば幸いです。

(佐井恵子)

## 「会社法の一部を改正する法律案」が5月1日より施行されました

4月には、税理士事務所様の所内研修の時間をいただいて、山添、佐井が、改正法の解説をさせていただくということもいたしました。

個別の会社様につきましては、定時株主総会の時期を捉えてご案内してまいります。

所内研修などのご希望がございましたら、

少人数でも、遠慮なくお声かけ下さい。



テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

# 親亡き後に備えて「特定障害者扶養信託」

## 遺された障がい者の生活を守るために

障がいというハンディを持つ方のご家族にとって、親亡き後、物心両面での支えをいかに作っておくかという問題が、年を重ねる毎に切実となってくるのではないのでしょうか。

私どもでは、「成年後見」や「遺言」では足りないご相談に、「信託」の活用をご提案させていただいています。

今回、親亡き後への備えとして「信託」の中でも「特定障害者扶養信託」という方法をご提案できたことに、私自身大変嬉しく思っております。同じ様な悩みのある方のお役に立ちたい気持ちから、ニッチなテーマではありますが、ご案内させていただきます。

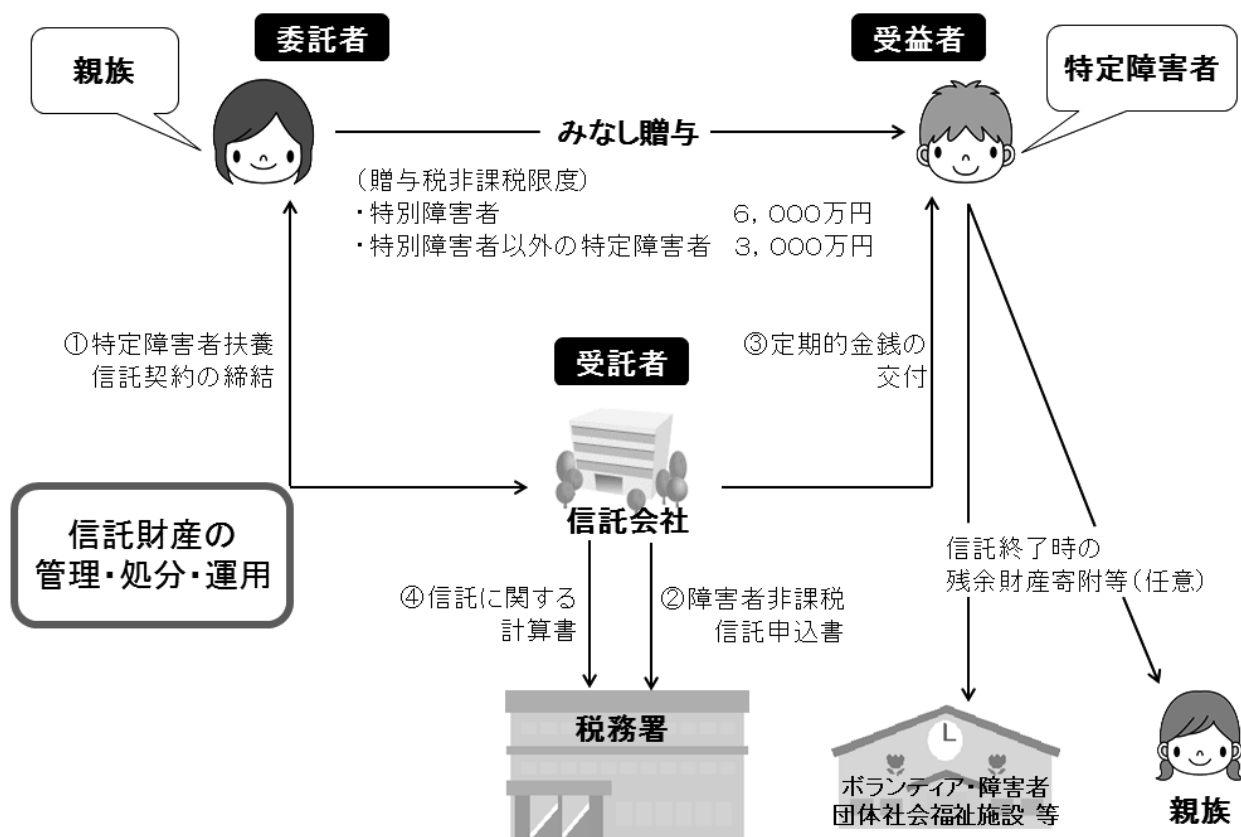
## 特定贈与信託のしくみ

「特定障害者扶養信託」は、信託を利用した贈与税の非課税制度です。

「特定障害者扶養信託」は、障害者の経済的な安定を図るための税制上の優遇措置の一つとして、特別障害者(重度の心身障がい者)の方については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円を限度として贈与税を非課税とする制度です。

この制度を使って、駐車場として賃貸している不動産を信託会社に信託し、賃料収入を障がい者に終身配当するという仕組みを作りました。

これにより、障害基礎年金の給付を受けながら、プラスアルファで定期的配当を受け取ることができるようになります。



ポイントは、金銭ではなく、賃料収入を生み出す不動産を信託したこと。低金利の時代、不動産を売却して現金化するよりも、元本が利益を生み出し続けて目減りすることがないので、長期間の安心というニーズに適っています。

## 「特定障害者扶養信託」のQ&A

### Q1. 誰が信託できますか？

特定障害者の親族、篤志家などの個人、何人でも。

### Q2. 障害者の範囲は？

#### 1. 特別障害者(6千万まで贈与税が非課税)

- ①精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者または重度の知的障がい者
- ②重度の精神障がい者
- ③1級または2級の身体障害者手帳所有者
- ④特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者
- ⑤原子爆弾被爆者
- ⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち重度の者
- ⑦年齢65歳以上の重度の障がい者

#### 2. 特別障害者以外の特定障害者(3千万まで贈与税が非課税)

- ①中軽度の知的障がい者
- ②2級または3級の精神障害者保健福祉手帳保有者
- ③年齢65歳以上の障がい者

### Q3. 信託財産には制限がある？

①金銭 ②有価証券 ③金銭債権 ④立木やその土地 ⑤継続的に相当の対価を得て他人に使用させる不動産 ⑥特定障害者の住む不動産(①～⑤と共に)に限定されています。

### Q4. 信託契約に必要な条項は？

1. 死亡の日に終了すること。
2. 信託は取消、解除ができない。特定障害者のためであることを変更できない。
3. 収益財産からの金銭の支払いは、特定障害者の生活または療養の需要に応じるため、定期にかつ、その実際の必要に応じて適切に行われること。
4. 信託財産の運用は、安定した収益の確保を目的として適正に行うこと。
5. 信託受益権については、譲渡や担保に供することはできないこと。

### Q5. 終了時の信託財産はどうなる？

特定障害者の死亡の日をもって、信託財産は相続人に交付されます。もつとも、予め、信託契約で、残余財産を誰に交付するか、何処に寄附するかを定めておくことができます。財産を信託する人が予め決めておけるのが魅力です。

### Q6. 不動産の評価の方法は？

贈与税の計算と同じ方法で計算するので、現金よりも有利です。税務署に予め障害者非課税信託申告書を提出しておきます。非課税額の範囲内であれば、何度でも、他の誰からでも信託することができます。

### Q7. 受託者は誰でもできる？

特定贈与信託業務を取り扱っている信託銀行等に限定されています。今回は、小規模の不動産から受けていただけるきりう不動産信託株式会社にお願ひしました。設定費用やランニングコストもうまく収まりました。



(佐井恵子)

## 会社・法人の登記簿に、婚姻前の氏が登記できるように

最近、ビジネスの場で、旧姓を使用する方が増えてきています。

「仕事の上では旧姓を使用しているので、その名前で登記できませんか？」と、お尋ねいただくことがあります。

平成27年2月27日より、株式会社や各種法人の役員の欄に、戸籍上の氏名と旧姓を併記できるようになりました。(旧姓を括弧書きで表示します。)

初婚年齢が上がり、社会人となって結婚するまでの期間が長くなると、研究者や営業職など、その間の実績を考えて、氏を変更することに抵抗を覚える人は、増えているはずですが、結婚はおめでたいと考えることもできるでしょうが、離婚、再婚と、プライベートな話が明らかになるのは煩わしいものです。

また、氏名は人格と結びついて一体をなすものだけに、括弧書きでしかないのは、申し訳ないですが、登記簿を見て、誰か分からなかったということは回避できるのではないのでしょうか。

選択的夫婦別姓制度の採用には至っておりませんが、「小さく一歩進んだ」。

そのように考えています。

「それなら、旧姓も登記しておこう！」そう思われる方は、お声かけ下さい。

(佐井恵子)

## ご近所探訪 ～適塾編～

今回は、佐井事務所の近くにある「適塾」を紹介します。

適塾は、医学者であり、教育者でもあった緒方洪庵が開いた学塾で、館内には、緒方洪庵の医学者としての功績をたどる展示があり、医師の倫理を12カ条で説いた「扶氏医戒之略」がひととき印象的です。

「人の為に生活をするもので、自分の為に生活をしないことが医業の本当の姿である。」

「患者を診るときはただ患者を診るのであって、決して身分や金持、貧乏を診るのであってはならない。貧しい患者の感涙と高価な金品とは比較できないだろう。医師として深くこのことを考えるべきである。」

とあり、この言葉から緒方洪庵の人となりが見えます。

この言葉は、私達の仕事にも当てはまるかもしれません。



血気盛んな塾生による刀傷

幕末史が好きな人は、医学者としてよりも教育者としての緒方洪庵のほうが、印象が強いかもしれません。当時、日本トップクラスの私塾であった適塾には、明治維新に関わった福沢諭吉、大村益次郎、大鳥圭介等がこぞって通いました。塾生の部屋も見ることができ、当時の様子がうかがえます。塾生には畳一畳があてがわれ、そこを自分の勉強場所として、日夜勉学に励んでいたようです。成績優秀だと窓から光の差し勉強しやすい位置に移動でき、成績が悪いと部屋の隅から動けなかったとか。勉強の激しさは、

福沢諭吉をして、「およそ勉強ということについては、このうえしようにもないほど勉強した」と述懐しているほどです。

(山添健志)



## 佐井事務所

### スタッフ紹介

テーマ「今年のGWは？」



佐井 恵子

司法書士

スラム・ダンク 読破



山添 健志

司法書士

友人の結婚式と岩盤浴

(遠出できず残念)



門垣 佳代子

事務局

娘の学校の家庭訪問に

向けて掃除(……)



佐井 陽子

事務局

男はつらいよ&007

シリーズ2本ずつ視聴

石飛は長期の  
お休みから復帰しました。

## ウチの事務所の成年後見業務

私が入所した当時は、金融機関にさえ、あまり知られていなかった成年後見制度。最近では世間一般的に随分浸透してきたように思います。とは言え、実際にどんなことをしているのか？ 具体的なところはあまり知られていないのではないのでしょうか。

施設や病院関係者との、本人の今後の生活の方針の打ち合わせなど表立ったものは皆さまがイメージされているところかと思えます。その他、日々の入出金管理などは地味ですが外せないお仕事です。レシートや領収書を一枚一枚貼付けて保存し、出納帳に項目をつけ、裁判所への報告時にも分かりやすいよう通帳の余白にも入出金の内訳をメモしていきます。これに基づいて作成した報告書を、半年毎にリーガルサポート(\*)へ、1年毎に家庭裁判所へと提出するようになっていきます。

このような事務作業は、どの被後見人の方にも共通する仕事なのですが、個々人の方により色々思いもよらないイレギュラーなお仕事も多々発生してきます。

洗濯機のホース交換の手配といった必要に差し迫ったものから、若い頃の離婚以来一度もお子さんに会われていないという被後見人の方の「生きているうちに(お子さんに)会いたい」という思いを受け、お子さんに連絡を取って再会へ導いたり、昔からよく行っていた趣味の演奏会を聴きに行ける機会を設けたりなど、幅広いお仕事をしています。これらに共通して思うことは、先生は常に被後見人の方の気持ちに寄り添った仕事を心がけているということでしょうか。ご本人やご家族の方から涙ぐんで感謝をいただけるような機会に立ち会う度に、少しでもこの仕事に携わられて良かったと喜びを感じます。

最近、成年後見業務の悪い話を聞くことがありますが、被後見人の方の気持ちに寄り添った仕事をしていたら絶対にこんなことは起こらないのにと残念でなりません。

これからも、微力ながら、後見業務に取り組むことで、ご本人ご家族の方の笑顔がたくさん増えてくれることを願っています。

(門垣佳代子)



(\*)公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
成年後見制度の普及と成年後見人の養成・供給のため、日本司法書士連合会が中心となり、司法書士を正会員として設立された法人。

## 大阪コミュニティ財団

去る4月22日、大阪商工会議所で行われた公益社団法人大阪コミュニティ財団の助成事業の発表会に出席しました。テミス通信第3号記事にもご紹介した通り、佐井事務所でも毎年「えがお基金」として、ささやかながら寄付を続けています。こつこつ貯めて、現在200,219円になりました。

2015年、大阪コミュニティ財団では184件 9,124万円の助成が行われ、その中で24の団体が震災復興支援活動を行っています。今回発表のあった4つの助成を受けた事業の中でも、「NPO法人 鍼灸地域支援ネット(はりネット)」は、宮城県石巻市や福島県伊達郡川俣町での鍼灸マッサージ活動や鍼灸師への小児はりの普及と指導に尽力しています。

はりネットでは、平成26年は3日間ずつ年6回の施術会を行い、のべ600人以上が治療を受けました。鍼灸マッサージは1回の治療でも効果を感じるようですが、やはり一時的な活動ではなく、長期的なケアを実施するにはどうすればよいのか、発表では課題も挙げられていました。理念の共有を行う、地元鍼灸師の理解と協力を得る、受療者だけでなくスタッフの声もきく等、どれもうなずけることばかりで、職種を超えて組織作りの必要性を感じました。人に求められる活動を継続させることの大切さを考えさせられる発表でした。

震災から4年が経ちますが、未だ元の生活に戻れない方々のために活動を継続できるよう、基金設立者側も思いを繋ぐことができればと思います。

佐井事務所の「えがお基金」は、今年は助成に回されませんでした。が、次回は社会福祉のために活用されますように！ 来年の助成発表会を楽しみにしたいと思います。

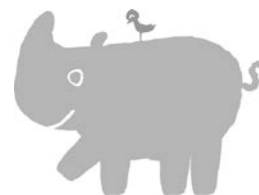
(佐井陽子)



## テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・4月5日、守口ルミエールホールにて、cello の発表会に出ました。曲目はラテンの「ラ・クンパルシータ」。衣装にも凝り、動きのある曲で、皆さんに楽しんで貰えて大満足でした。次も、楽しみです。
- ・5月3日の憲法記念日に、西宮神社に神楽を奉納するお祭りに誘っていただきました。その後の直会の福引きで何と一等賞！ 金の黒様と恵比寿様を授かりました。頑張り頑張り、背中を押していただいているようです。
- ・最近顔を見ないけれど・・・と、お声をかけていただいております。石飛が3ヶ月ぶりに復帰しました。私たちもほっとしています。ご心配をおかけしました。
- ・桜の頃は、雨が続きましたが、ここのところ夏かと思うほどの暑さが続いています。お体、呉々もご自愛下さい。

(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>